

PPP／PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引(案) (概要)

平成29年1月20日

第42回 民間資金等活用事業推進委員会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引」の位置づけ

「経済財政運営と改革の基本方針2015」

平成27年6月30日

- PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）

平成27年12月17日

- 人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
 - 人口20万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定（平成27年12月15日）

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」 平成28年3月

- 地方公共団体が優先的検討規程を策定する際の参考となる手引（内閣府作成）
- 構成 ① 優先的検討指針とその解説
② 優先的検討規程のひな形
③ 簡易な検討の計算表（費用総額の比較に用いるエクセルシート）

「全国説明会」の開催 平成28年6～7月

- 全国9か所で説明会を開催
※参加地方公共団体数：232団体
- 説明会実施後、希望する地方公共団体に対して個別相談会を実施

人口20万人以上の地方公共団体において「優先的検討規程」を策定 平成28年度中

- 「優先的検討規程」策定後（平成29年度以降）に優先的検討の運用が開始
- 全国説明会やPPP/PFIの実施状況等に関する調査（平成28年10月）において運用上の課題を確認

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引」（本手引）を作成